

令和2年9月泉南市農業委員会定例会

令和2年9月8日 午後1時30分
水道庁舎 3階 会議室

・出席委員

(農業委員)

| | | |
|-------|-------|-------|
| 山下 博 | 田中 秀和 | 宮内 栄作 |
| 杉野 榮一 | 東 和宏 | 伊藤 喜久 |
| 宮下 明 | 森谷 豊 | 中野 吉次 |
| 馬場 定夫 | | |

(推進委員)

| | | |
|-------|-------|------|
| 根岸 善洋 | 西浦 賢二 | 戎野 繁 |
| 山本 芳男 | 吉積 弘行 | |

・欠席委員

(農業委員) 藪内 與四男 池上 安夫 上野 寛治
田中 一寿子

(推進委員) 角辻 健二

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和2年9月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、藪内委員、池上委員、上野委員、田中一寿子委員より欠席の届出が出ております。山下委員につきましては遅刻との連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。宮下委員については連絡が来ておりませんが、出席委員については現在14名中8名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員の出席数については角辻委員より欠席の届出が出ておりますので、本日の出席は5名となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 どうも暑い中、9月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。台風10号はなんとか進路が逸れ、泉南市におきましては、台風被害は少なく、ウンカの被害の方が大きいという状態でございます。

また、8月の下旬の農地パトロールでは大変暑い最中、皆様ご苦勞様でした。地域ごとの現状を把握していただけたと思っております。また、本日の議案の中にも出てきますが、これをふまえて地域でどのような対策をとっていくかを考えていただきたいと思います。

本日は議案2件、報告案件2件でございます。

会 長 それでは早速ではございますが、議案のほうに入りたいと思います。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名人は5番 杉野委員、7番 伊藤委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和2年議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和2年議案第15号2件について朗読する。議案第15号につきまして、各地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No.1につきまして上野委員と現地確認しておりますが、欠席との事でしたので事務局より代わりに報告させていただきます。

8月21日に上野委員と立会いを行いました。①、②とも水を張った後で綺麗な状態に保っております。今後ネギを定植するものと思われ
ます。

事務局 続きますしてN o. 2につきますして馬場委員よろしくお願ひします。

馬場委員 私の方からN o. 2につきますして説明させていただきます。位置図についてですが2筆になっておりますが、現実は一体で作付けしている状況です。また、新規となっておりますが、以前は父親が借りてネギを作付けしておりました。今回は息子さんが主で被設定人となり改めて借りるという事です。現在ネギを作付けしておりますので、なんら問題ございません。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 N o. 2についてですが、借り手が■■■■市から本当に作りに来るのか疑問に思いましたので、私の方から質問いたしましたが、現在も■■■■市から泉南市に作りに来ているという事でございます。
これらは今までいわゆるヤミ小作で、何も正式な契約をしていなかった為、改めて利用集積計画に則って申請された案件でございます。

馬場委員 N o. 2は違います。父親がずっと利用集積計画による利用権を設定していましたが、今回から息子が耕作の主になったという事です。被設定人が変わるので、新規となっておりますが、現実には親子が引き続いて耕作をしています。父親は■■■■の方で、何筆もネギを作っています。息子は■■■■市在住ですが、父親が地元におりますので、なんら問題ないと思います。父親は他でもヤミでない利用集積をしています。

副会長 ここもヤミではないんですね。

馬場委員 ヤミではないです。

事務局 ヤミでやっていたのはN o. 1だけです。

会長 そうですか、わかりました。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第15号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第15号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 続きまして、令和2年議案第16号「泉南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和2年議案第16号について朗読する。事務局から根拠について説明させていただきます。

令和2年4月現在で農地面積が507haあります。過去3年で転用が、市街化・調整区域合わせて年平均1.3ha行われております。この調子で転用が行われると、5年後501haに農地面積が減少されてしまいます。

第2の1の遊休農地の発生と解消の取り組みについてですが、3年前の農業委員会改正時にも遊休農地率3%以下を目標にしておりましたが、今回も同様3%以下の目標を立てたいと思います。

ただ、平成29年度末での遊休農地は19.8haのところ、令和2年4月時点では20haと増加しております。遊休農地の増加の原因は高齢化や農業従事者離れであることが明らかです。減少させる要因としては、樹木等に覆われてしまっている農地を非農地判断する事です。農地の適正管理の指導や意向調査による斡旋等を行ってきましたが、農業委員会としての努力も虚しく、放棄された農地が多数見られます。農業委員・推進委員がこれらの農地を解消する責務を負っています。今回の農地パトロールで再度お判りになったものだと思います。

取組方法として、掲げている事は、2点です。1点目は、農地の集積・集約化の推進です。2点目は、再生困難な農地の非農地判断を行うことです。

続きまして、2の農地利用集積の取り組みについてです。先ほどと同様に、3年前に集積率25%を目標にしており、今回も25%の目標を

事務局

立てたいと思います。

ただし、平成29年度末での国版・府版の認定農業者の集積面積が62.2haのところ、高齢化により令和2年4月時点では35.6haと大きく減少しており、集積率12.2%から7%に下がっております。原因については、ヤミ小作による貸し借りや認定農業者の未登録が要因となります。農業委員・推進委員においては、利用集積等の契約や認定農業者の登録へ積極的なアプローチをお願いしたいと思います。

認定農業者の基準については、農業経営基盤強化促進基本構想に掲げる、概ね10年後国版で年間労働時間2,000時間・年間所得1,000万円、大阪府版で年間労働時間2,000時間・年間所得600万円を目標に農業経営計画をたてて申請を行います。窓口は、市農林水産係で行っております。

続きまして、3の新規参入の促進についてです。年間1経営体を目標にしたいと思います。平成27年から29年にかけて、新規就農者8経営体を参入させてきましたが、現在、営農で収益を上げているのは3経営体のみとなっております。農地の斡旋だけでなく、販路も同時に紹介する形を取らないと新規就農者を増やすことは難しいと思いますので、販路についても皆様のお力をお借りしたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。農業委員会等に関する法律第7条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について定めるよう努めなければならないとされており、また、指針を策定する時は推進委員の意見を聴かなければならないとされています。推進委員さん、何かご質問、ご意見ございますか。

西浦推進委員

今日、聞いた話ですが、泉州の名物といえば水ナスでしょ。■の水ナス屋が水ナスを一年中作れるよう田んぼを借りて事業を広げたいと考えていると聞きました。本当に農地を貸してほしいと言ってきたら紹介しようと思っています。イチゴもやりたいという方がいますので、一度連絡を取ってみます。借りたいという事であればみなさんよろしくお願いします。

会長

よろしく申し上げます。他に意見ございませんか。

先ほども言いましたが、ヤミ小作といいますか、どこも介さず個人個人で話をして貸借をしているところが多いんです。それを小作権がつかない農用地利用集積計画による利用権設定という形で正式な貸借をしてもらえれば集積率も上がると思います。

西浦推進委員 個人で土地を借りようとするれば小作という話になってしまいますが、こちらで貸借すれば小作は関係ないですから、もし話があればこちらを案内します。

会 長 よろしくお願ひします。吉積推進委員さん何かないですか。幡代も遊休農地が多くなってきていますからね。

吉積推進委員 高齢化でね。

会 長 山本推進委員さんどうですか。

山本推進委員 米を作っても売る所がない。作るのは簡単ですが、安くては機械代の方がかかって。

会 長 他にないですか。農業委員会の指針ですので、一番大事な問題です。真剣に考えていただき、地元の水利組合、実行組合、土地改良区、農業団体等と話し合いをして、いかに遊休農地を減らしていくかが我々の使命です。

馬場委員 再生困難な農地については、農業委員と現況確認を行ったうえで農業委員会定例会において「農地」に該当するか否かの判断を行う。とありますが、最終的な判断になると思うので、その判断基準というのは公平性がないといけない。ですので、一定の取り決めが必要ではないかと思ひます。定例会に上程して、その都度、判断するのではなく、公平にこの位になれば農地として認めないとか、それに対する処理の方法を十分に取り決めしておかなければ公平性を欠くのではないかと思ひます。遊休農地の発生を抑えるのも1つですが、木が生えて農地として再生するには費用がかかって難しくなり、最終的に非農地判断するという状況になれば、個人の財産を動かす事になりますので、本人が納得できるような具体的な取り決めをしておく必要があるのではないかと思ひます。

会 長 その為には地権者への意向調査をしなければいけません。

馬場委員 木の生えているような農地を意向調査したところで耕作しないのはわかっています。しかし、耕作しますという回答なら木が生えていようと指導をしていく事になります。耕作出来ないという事で手放すのであれ

馬場委員 ば、農地をどういう扱いをするのかという農業委員会の取り決めをして、個人を納得させられるような方策をとっておかなければいけないのではないかと思います。いずれ雑種地となっていくので、税制面等で違ってきますので、それは覚悟をきめておかないといけないと思います。

森谷委員 農地法において「農地とは」というような定義はないのですか。

事務局 山に鍬を入れて耕せば農地と判断されます。

森谷委員 では、木が生えていても一部鍬を入れていけば農地という事になるのですね。

事務局 ミカンなんかを植えていても畑扱いになります。ただ、密林のような状態で、もう農地ではないだろうというような所もあります。それをどう判断していくかという事です。馬場委員もおっしゃってましたが、手を加えるか加えないかは所有者の判断です。

森谷委員 密林のような状態の農地は全体の何パーセントというような数字はないわけですね。だからそれに対する基準というのもないわけなんですね。これを定義づけるのはかなり難しい。財産の問題が絡んでくるなら、なおさらですね。

馬場委員 公簿で農地になっているという事は、あくまで国が認めているのは、木が生えていようと農地ですので、それを外せるかどうかというのは難しい事です。ですので、定例会で判断するとうたっている限り、公平に取り決めをしておかないと、現実にその問題に直面した時にどれだけ議論しても前に進まないという事になりますので、必要ではないかと思うのですが。

会長 事務局はどのように思いますか。

事務局 こちら側だけで決めるのでは無しに、非農地判断するとなれば地権者の意見を聞き、納得させた上での判断になるかと思いますが。もしくは第三者の意見を聞いた上での判断であるとか。やり方は色々あるかとは思いますが、最低限、地権者に弁明の機会を与えた上で判断していかないといけないと思います。

- 馬場委員 農用地、市街化区域とか都市計画の網掛けがある関係で、可能なのかどうかという事も問題になってくるかと思いますが。
- 事務局 固定資産評価委員会の判断も必要になってくるかとは思いますが。
- 副会長 地権者に確認する材料としてある程度のガイドラインを文章にして作っておいて地権者の意見をよく聞いて判断する。一度そういった物を作ってはどうか。
- 森谷委員 他市町と相談してみてもいいですか。どこか成功している所もあるだろうし、そこから知恵をもらっては。
- 事務局 近隣でやっている所はあります。泉佐野では非農地判断をしています。
- 会長 山林のような状態の山間部については地権者と話しをすれば非農地判断はできるかと思いますが。
他に農業委員さん意見ございませんか。先日、農地パトロールをして、どうしようもないと思われる農地がたくさんございましたので。
- 山下委員 道のない農地で地権者が作れなくなっても、他の人が作りに行こうとしたとしても道がないから控えてしまいます。それと、放棄地でも山のほうでしたらいいですが、民家が交錯している中にポツンとあるような農地で木を生やしたりしてしまうと種が飛んで周りに迷惑をかけます。私もそういった農地があつて、年に3、4回はトラクターを使わないとダメです。そういう所は得てして条件が悪いですね。条件が難しいです。
- 会長 農業委員会というのは農業委員、推進委員が主体で、我々が決めて、やるという事が基本です。決めた事を事務局がまとめて、実行は我々がしていかなければならないんです。事務局どうですか。
- 事務局 道に接している農地では耕作している人はたくさんいるとは思いますが、その奥の接道していないような農地は入っていけないので、その周りの方が一体的に集積してやっていくのがいいと思うのですが。
- 会長 いろんな所に散らばって農地があるのを一画に集積する事で経費も抑えられ、やり易いわけです。そういった換地の推進を地元でやっていた

会 長 だけたらなと思うんですが。先祖代々からの土地だからという声もあるでしょうから、地権はそのままで耕作だけ集積してやってもらえるのが本当が一番良いのだと思います。ご意見どうでしょうか。

山下委員 理想的だと思います。ただ、換地についてうまくいくかどうか。

会 長 その説得を委員の皆さんにお願いしたいと思います。

森谷委員 この集積というのは田んぼの集積という意味ですか。岡山県の方では区画整理をしていて、一町歩ほどの田んぼがまっすぐにあるわけです。その一町歩の中に農家の家が1軒あり、水路も道路も完備されています。そういう風に畦を取り壊して一町歩単位、5反単位の集積という意味なのかと思ったので。あくまでも作っている人を集めるという意味だけなんです。

事務局 圃場整備事業的なことではないです。

会 長 自分の農地の横の田んぼが遊休化しているのであればそこを作る、そのかわり他の地域にある自分の田んぼをその地域の人に任せるという事をすれば良いと思うのです。自分の農地に執着する人もいるかとは思いますが。

今までの意見を聞いて事務局の意見はどうですか。

事務局 確かに換地して集積できれば良い事です。機会あるごとにできるだけ声掛けをしていただけて進めていかないといけないと思います。

会 長 まず一番は、ヤミで貸借しているものを利用集積計画に基づいて貸借してもらうことです。そして、地元での集積の声掛けをしていただけたらと思います。

事務局 農業法人で2町から3町程の農地を一団で借りたいという問い合わせがありました。泉南市は圃場整備事業がされておらず、点在するような農地しか無いので、一団では提供できないと断っている状況です。遊休農地、耕作している農地含めて一団で貸せるような状況になれば、そういった問い合わせにも対応できますので、情報があれば事務局の方まで教えていただけたらと思います。

会 長 農地中間管理機構を介して圃場整備する、農地を貸すという事になった場合は土地改良事業で国がやってくれると思うのですが、確認しておいてもらえますか。

事 務 局 まだ、1町、2町で貸せるというところまで至っていませんので、もしその状況になった場合には、農地中間管理機構に相談はできると思います。一団で提供していただける状況になれば、遊休農地はぐんと減らすことが出来るかと思えます。

会 長 農地中間管理機構を呼んで説明してもらってはどうか。

馬 場 委 員 農地中間管理機構を介して集約するにあたっては、どの程度の賃金であるとか、もろもろの負担であるとかそういった事を説明してもらおう程度の話で、現実にはまだ進んでいないのだから。こちらから財産権の問題等どう処理するのかなど色々と質問してみてもいいですか。

会 長 農地中間管理機構を介しての貸借のメリットなども。

事 務 局 農地中間管理機構の事業内容、遊休農地対策のメリット、デメリットの説明をお願いするという事でもいいですか。

会 長 他にご意見ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第16号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和2年報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和2年報告第13号2件について朗読する。

事 務 局 報告第13号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。No. 1につきましては、すでに露天駐車と進入路として転用されております。昭和59年10月24日に分筆され、奥にある所有者の倉庫の進入路として昭和63年8月頃から使用されています。今回、地目の不備に気付き、届出の提出が行われたものです。同時に始末書も提出させております。また、届出の提出により農地の所有が無くなりますので、泉南市土地改良区の名簿から抹消されます。

No. 2につきまして、父親名義の農地に息子の住居を使用賃借権で建築するものです。汚水排水については、市道[]線側に合併浄化槽を設置し、道路側溝に放流します。放流については、都市計画課から地元水利組合の同意を得ていることは確認済みです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第13号を終了します。

会 長 続きまして、令和2年報告第14号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和2年報告第14号3件について朗読する。

事 務 局 報告第14号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。No. 1につきましては、7月16日に前任者であります奥委員と現地確認しております。水稻を行っておりました。

No. 2、3につきましては、8月7日に杉野委員と現地確認してお

事務局 ります。No. 2につきましては、本宅裏にあり、サトイモなどの色々な野菜の栽培を行っておいりました。

No. 3の農地は、ハウス内で花の栽培を行っておいりました。
以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第14号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

副会長 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして8月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、10月9日（金）場所は、市役所 2階 会議室です。時間は13時30分からです。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和2年9月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____